

くらし安全安心だより

光回線サービスの変更は、

内容をよく理解してから

【相談事例1】

「電力工事のお知らせに訪問したい」と言われ、契約中の電力会社だと思いを聞いた。「この地域は皆、この光回線にしている」と変更が必要であるかのように言われ、書類に記入したら、**別会社への光回線申込**だった。(70歳代 女性)

【相談事例2】

契約中の大手通信事業者Aを名乗る電話があり、「**光コラボの案内。今より千円ほど安くなる**」と勧誘された。A社のプラン変更だと思いきわした手続きをしたら、**別会社との契約**になっていた。(60歳代 男性)

【アドバイス】

★NTT東日本やNTT西日本から**光回線を借り受けた事業者（光コラボレーション事業者）**の参入が増え、これらが提供する**光回線サービス（コラボ光）**の相談も寄せられています。**光コラボレーション事業者との契約は、NTT東西との契約ではありません。**

★「安くなる」と勧誘されても**他のオプションサービスとセット契約**だった場合、**今の料金より高くなる**ことがあります。

★勧誘されても**すぐに返事をせず、契約先の事業者名、サービス名など契約内容を確認**しましょう。**内容が理解できない、必要がない**と思った場合は、**きっぱり断り**ましょう。

★**コラボ光**は、電気通信事業法の解約ルールである「**初期契約解除制度**」の対象です。**解約したい**と思ったら、**すぐに光コラボレーション事業者に申し出**ましょう。心配なときは、**早めに消費生活センターに相談**しましょう。

※二戸消費生活センターでは、消費生活に関するトラブルや多重債務（債務整理・過払い金返還請求）などの相談に応じています。

一人で悩まずに、ぜひ相談ください。

二戸消費生活センター

相談時間 平日午前9時～午後4時（☎23-5800）